

立正大学同窓会活性化会議（プロジェクトチーム）取扱要領

立正大学同窓会会則第18条、および立正大学同窓会各種委員会運営細則第1条の規定に基づき、立正大学同窓会活性化会議（プロジェクトチーム）（以下、「PT」という。）を設置し、PTに関する事項は、この取扱要領により定める。

（組 織）

第1条 PTは、メンバー10名以内で組織する。

- 2 PTにリーダー並びにサブリーダーおよび事務局長を置き、メンバーの互選により選任する。
 - (1) リーダーは、PTを統括する。
 - (2) サブリーダーは、リーダーを補佐するとともに、リーダーに事故があるときは、職務を代理する。
 - (3) 事務局長は、PTの事務を処理するとともに、記録等を管理する。

（選 出）

第2条 メンバーの選出については下記の通りとする。

- (1) 本部理事または本部理事経験者 6名
- (2) 支部代議員または支部代議員経験者 4名（別表の選出区分ごとに各1名）
- (3) メンバー構成は、理事会に諮り、会長が委嘱する。

（任 期）

第3条 メンバーの任期は、選任日から令和7年6月30日までとする。ただし、補欠によるメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

（審 議）

第4条 PTは、次に掲げる事項を職務分掌する。

- (1) 会長から諮問された事項を検討し、会長に答申すること。
- (2) 同窓会活動に関する自己点検を実施し、その結果を会長に提出すること。

（理事会・代議員会への出席）

第5条 メンバーは、会長または理事会の求めにより、理事会及び代議員会に出席することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(雑 則)

第6条 PT会議等の出席に係る交通費については、立正大学同窓会本部旅費交通費取扱要領に準じて、メンバーに支給する。

(この取扱要領の失効)

第7条 この取扱要領は、令和7年6月30日限り、その効力を失う。

- 附 則
- 1 この要領は平成30年4月21日から施行する。
 - 2 令和元年5月11日改正、令和元年5月11日施行
 - 3 令和4年4月23日改正、令和4年4月23日施行

別表

支部代議員の選出区分

選出区	支部名	選出人数
1区	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	1名
2区	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・東京多摩・神奈川県	1名
3区	新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	1名
4区	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	1名